

平成26年3月19日(水曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第6号

平成26年3月19日 9時00分 開議

- 日程第1 議案第94号から議案第152号まで
(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第153号
(提案理由の説明・採決)
- 日程第3 議案第154号
(提案理由の説明・採決)
- 日程第4 議案第155号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第156号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議員提出議案第36号及び議員提出議案第37号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)
- 日程第7 黒潮町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第8 議員の派遣に関する件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 153 号 教育委員会委員の任命について

議案第 154 号 教育委員会委員の任命について

議案第 155 号 平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結について

議案第 156 号 黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について

●議員から提出された議案

議案第 36 号 最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について

議案第 37 号 原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成26年3月19日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

皆さまにお知らせをしておりました、会議予定表の記載に誤りがありました。本日の3月19日の曜日が木曜日となっておりますが、水曜日の誤りですので、訂正をしておわび致します。

次に、報告第93号および94号が監査委員から提出されました。

議席に配付していますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてから、議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました、総務常任委員会の報告を致します。

今議会において、総務常任委員会に付託されました議案は15議案です。議案の確認の方は付託表でお願いを致します。

去る3月11日と12日に9時から16時30分の間、保健福祉センター2階の会議室で常任委員会全員出席。副町長、各所管課長、担当職員の出席を求め、慎重なる審査、審議を行いました。

それでは、内容の報告に入らせていただきます。

議案第111号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第112号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、それと議案第113号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例について、議案第114号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例につきましては、すべて上位法の改正に伴う条例の改正をされるものでした。

そこで、これにつきましては全会一致ですべて可決するものと決しました。

議案第115号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行の附則の適用除外ということで、既に指定管理が行われている黒潮町環境ふれあい交流施設、黒潮町立佐賀児童館および黒潮町立水産関係等協同作業所については、適用を除外するというものであって、すべて黒潮町の施設に係る指定管理の指定管理手続に関する条例に統一することというように説明を受けております。

この件にかんしましても、全会一致で可決するものと決しました。

議案第116号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、分掌事務の改正がありまして、税務課の方に税外債権の徴収に関することが加わります。これは介護保険、保険料、保育料、水道料など、税

とは違うものも含めて税務課が所管するということの改正の部分でございます。

住民課の方の手続きにおきましては、上位法の改正により一番の改正は、外国人登録という所が在留関係事務というように改正になります。

それともう1件は、健康福祉課の方で、ねんりんピックにかんする事務所管がありましたが、これがねんりんピックが終了による削除ということの一部改正でありまして、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第117号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてですが、これは基金の原資は平成25年度の特例により削減されました、職員給与と特別職の給与の削減分を基金に積み立てるものがあります。

これも全会一致で可決するものと決しました。

議案第118号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これは団員の人材確保と中央からの要請があり、団員の年間報酬を2万5,000円から3万5,000円にするものと、非常出勤の費用弁償を、現在2,000円のを3,000円に改める改正であります。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

議案第119号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について。地方税法の改正による一部の改正です。

全会一致で可決するものと決しました。

議案第122号、黒潮町債権管理条例の制定について。これにつきましては、税、公債権と、それから使用料とかの私債権に分離したこと、税の方には滞納については延滞金が付きますが、使用料の方については延滞金が付けられないことは、毎回きちっと払っている方に対して不公平になるのではないかという意見がありました。それに対して、私債権については民法を適用して遅滞金で対応するという答弁でありました。それと、民法適用ならば条例中に記載して住民に周知することが未納の抑制に効果があるのではないかという意見があり、執行部からは、使用料には基本的に延滞金は付けられないが、民法を適用すれば遅滞金が付けられるので、民法上から取れるので記載はしていない。

また、その中の第10条にあります、町長が訴訟なんかのこの手続き等による履行を請求する場合においては、その目的の価格が一件、各科目ごとでございますが、月100万以下のものについては訴えの提起、和解、および調停に関して、法律第180条の第1項の規定により、これを専決処分することができるものとするという部分があり、町長が専決処分できる100万円以下の金額の根拠はという質問に対して、執行部の方からは、県内の市町村の確認をして決めておると。私債権請求を裁判所より督促を行ったときには、提訴された場合を考慮して、それと不良債権をいつまでも放置はできないということなどで、どこかで放棄、処分が必要ということの説明を受けております。

それにつきまして、100万以上の件数はどれだけあるのかという議員の方からの質問に対して、執行部の方から、これはあくまでも平成25年6月30日現在の公債権、私債権の合わせた金額になりますが、100万以上が47名、50万ないし100万以内が70名、50万以下が872名、計989名。件数に致しまして1,339件で、そのうち350件は重複されているという報告を受けました。

それとして議員の方からは、問題が生じたときには条例の改正を考えることが必要であるという意見が出ました。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

ページが33ページになりますが、ここで情報化推進費、13節委託料の所で、スマートタウン構想の1,200万減について、いわゆるスマートタウン構想はどのような事業内容かという質問がありまして。事業内容の込

み入ったことは分かりませんが、一つとしてはコミュニティFM 構築事業、2 点目に広域幹線ループ化実現事業、3 点目に災害情報 HUB システム構築、4 つ目にプロジェクトマネージャーコンサルティング、5 つ目に共同開発実証実験事業コンサルティング、6 つ目に緊急避難用情報提供システム構築、7 つ目に関係者安否確認システム構築、8 つ目に現場写真撮影システム構築等を挙げております。という説明を聞きました。

1 つ目のコミュニティFM 構築と 3 つ目の災害時 HUB システム構築は事業が進んでいますが、委託料が発生しなかったこと、そのほかの事業につきましては国の事業採択にならなかったことによる減額であって、これにつきましては決算見込みによる補正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてですが、精算による補正でありまして、これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

議案第 140 号は、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についてです。

歳入の方から入りまして、14 ページ 2 項の 1 目の固定資産税について。これにつきましては、議員の方から、宅地の資産の算出方法が旧佐賀地区の市街地だけが路線価方式、その他の町内が標準値比準方式とされており、黒潮町内は算出方法を統一すべきではないかという意見がありました。

19 ページになりますが、3 節駐車場使用料ということで記載されておりますが、これは大方庁舎、佐賀庁舎を利用する職員について月額一台 1,000 円の徴収と、それから庁舎以外の保育所とか給食センターとか、その他の所につきましては、一台 500 円を徴収しておるといふことの報告を受けております。ただし、その中でも臨時職員さんからは徴収はしていないという報告でありました。

54 ページの 13 節委託料。米原生活バス運行委託料として 28 万 7,000 円。少額でございますが、これにつきましては、平成 25 年度で中学生が卒業しスクールバスが廃止になることで、地域住民にデマンドバス運行での協議を、今、重ねております。そのことで、それがきちっとできるまでの 3 カ月間の代替のバスの委託料と説明を受けております。

それと、55 ページの 19 節負担金補助及び交付金、下からの 7 つ目になりますが。補助交付金の公共交通バス補助金の 4,339 万 5,000 円について、議員の方から、多額の補助金を出すのならば町でバスを買い運営はできないかという意見がありまして、執行部の方からは、単独ですることになれば町内だけになるということと、運転者のローテーションの問題もあり、町単独ですることになればこの金額では収まらないという報告を受けております。

61 ページの上の IPK 内部情報システム構築委託料 2,974 万 5,000 円。これは、合併時に両町に同じ NEC を使用していましたが、システムの問題と機器が古くなったことで、と、法の改正にも伴い、庁舎内のシステムを改修。26 年度中には職員に IC カードを持たして、庁舎の出入りなどのチェックをその IC カードですするための委託料ということで受けております。

それと、28 節の繰出金情報センター事業特別会計繰出金の 7,545 万 5,000 円は、消費税の増額とデータ放送が基本的に始まることによる繰出金というように説明を受けております。

64 ページの方になりますが、13 節委託料の 8,915 万 3,000 円につきましては、庁舎予定地質調査委託 10 カ所。いわゆる 10 メーターをボーリングするための費用というようにお聞きしております。

と、庁舎建設基本設計委託料 1,377 万 9,000 円、庁舎建設実施設計委託料 3,373 万 8,000 円。これにつきましては、庁舎建設に提出する時期について議員の方からスケジュールを出すように、議会からの要望の出せる時期もあると思うので、また住民サービスだけでなく、庁舎内で仕事をされる職員の方も考えて設計をされるようにという意見がありました。

続きまして、庁舎等用地造成工事実施設計委託料 3,163 万 6,000 円につきましては、造成面積 6.9 ヘクタ

ルをする委託料と聞いております。

17 節の方の公有財産購入費の庁舎建設用地取得費 7,623 万 1,000 円につきましては、地権者の方々の同意はおおむね取れてるとの報告を受けております。

それから補償補填及び賠償金につきましては、工事に起因する庁舎建設事業移転補償費として 6,577 万 2,000 円ですが、これは建物、3 名の方が持っております倉庫、といっても農業用の倉庫があることと、あとは立木・流木等の費用に充てるということでございます。

それから、69 ページになります。4 項選挙費、3 目町長選が 897 万 4,000 円組まれております。説明では、告示が 4 月の 8 日、投票が 4 月の 13 日というような報告を受けておりますが、まあ現在有権者が 1 万 541 名。ただ今回から、投票所への入場券が今までは封書で来ておりましたが、今回から各家庭にはがきで、個人名で通知うか、入場券が直接送られていくというように、その方法が変わったというように報告を受けております。

143 ページ、13 節委託料、高台移転調査委託 700 万円については、出口部落での高台移転について 10 件の家屋調査を行うというように聞いております。

その中で、防災での集団移転に農地の転用ができるかという意見と。それにつきましては、高台の移転については農地転用と宅地造成をした場合は、約 1 億円ぐらいの費用に差が出てくるというような説明を受けております。

それと、出口を高台移転のモデルにすることも良いが、町の土地利用を早く住民に知らすということが、話し合いをしてもらい、良いのではないかという意見。それから、灘、白浜の方についても、土地利用はどのような意見がありました。白浜、灘の方につきましては土地利用の計画はまだできていないというように報告を受けております。

発注者支援業務委託 3,262 万円につきましては、県技術公社より設計のできる方を 1 名派遣してもらおうのと、現場管理の業務に 2 名、資格を持った方の雇用のためという説明でありました。

それと 15 節になりますが、工事請負費。避難道等整備工事、50 カ所で 4 億 5,500 万が計上されておりますが、それにつきまして避難道完成後に使用に問題が出てることなどを次の工事に生かされているかという意見が出ておりました。

173 ページ、12 款公債費。平成 28 年より合併特例が 5 年間をかけて毎年 1 億円下がっていくことと、国は支所への交付税措置を考えているが、見通しはまだあまりはっきりしてないという報告を受けております。公債費は平成 30 年前後がピークになると思うが、償還時には 70 ないし 80 パーセントは交付税措置がある借入れをしていることであるが、これも借金と執行部はとらえているという報告を受けております。

中には議員の方から、高い金利の借りについては繰上償還をしてはどうかという意見もありましたが、縁故債として金融機関からの借りに入れているものについては繰上償還ができるが、国からの借りに入れているものはなかなかそういうことができないことでの借りに入れますので、やはり一括にはなかなかできないということで報告を受けております。

それと、10 ページの方に戻りますけど、第 3 表地方債借入利息についての所で、現在は 10 年償還であれば大体 0.7 から 0.8 で、長期、25 年以上になると 1.1 パーセントぐらいで借りに入れるが可能になっておるという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 143 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について。これにつきましては、特別職員と一般職員の 192 名分の給与を管理することでありまして、これも全会一致で可決するものと決しま

した。

続きまして、議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について。

6 ページの方にあります使用料 1 目サービス使用料テレビ 2,515 万 5,000 円。平成 26 年度 2 月 28 日現在の加入が 2,064 世帯、40.8 パーセントの加入率。その中で、減免 100 パーセントが 45 世帯、50 パーセントが 124 世帯、休止が 16 世帯というように報告で。インターネット通信の加入世帯は 1,904 世帯で、21.1 パーセント。

それから、続きまして 2 の繰入金の 8,290 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金が 7,545 万 5,000 円と、財政支援事業基金繰入金から 745 万 1,000 円を入れております。この繰入金を減すにはどうしても加入率を上げなければ、今からも繰り入れは必要であるという報告を受けております。

8 ページの方になりますけど、1 節その他委員等の報酬事務委託職員 430 万 4,000 円につきましては、加入推進のために 2 人を雇用するということの報告であって、テレビ、インターネットをうまく利用できない加入者の声を取り上げているのかという声が、議会の議員の方からありました。

9 ページ、2 款事業費、13 節委託料、放送サービス委託料は、自主放送を NPO 砂浜美術館に委託する費用であります。

14 節使用料 489 万 2,000 円は、区域外放送については 26 年の予定で、いろんな各所と調整を進めているという報告を受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

25 年度の委託料で 1,200 万でしたかね、国の。

（議長から「議案番号は何番ですか」との発言あり）

ああ、議案番号ね。25 年度の補正です。その 33 ページ。

それで目の 11 で、委託料でスマートタウン構想実現事業で 1,200 万まあ減額なって、その原因が、国の方で対象にならざったということですが。

ほんで、この 26 年度の予算を見ると、そこにまあ別の項目である金額が出ちよるがですけど。この事業は、今年度の 26 年度に続けてやるかどうかいうことは分かりませんか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そこは挙げていくと、26 年度に向けての国には要望はしていくけどと、それ程度で、いわゆる詳しいことの説明は受けておりませんが、まあ 26 年度に向けてもまた同じように国に申請していくというような報告は受けております。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成 25 年度 3 月議会、産業建設常任委員会の審査報告は、審査は去る 3 月 11 日午前 9 時から 17 時 25 分までと、12 日 9 時から 18 時まで、担当課の課長、係の出席を求め、付託表のとおり慎重に審査を行いました。

審査結果をご報告します。

本委員会に付託されました 21 議案は、すべて全会一致で可決するものと決しました。

次に、審査の内容についてご報告致します。

議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園内における地目の変更と消費税率の改正でございました。

次に、議案第 95 号から 102 号までは、消費税、地方消費税にかんする議案でしたので、特に議論はございませんでした。

議案第 123 号は、農業基盤整備事業を新たに導入し、農業用施設を建てるときの受益者負担率を追加するものでした。

議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に係る条例の一部の改正は、指定管理者を指定する手続きに、これまでは施設それぞれの条例で管理されていましたが、整合性が取れない部分が生じていましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、指定の手続きを統一するものでございました。

議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全文改正です。これは、指定管理者制度に基づき設置条例を定めていたものに部分的に不備な個所が生じていましたので、その部分の修正を図るとともに、佐賀交流拠点施設の設置及び管理に関する条例との整合性を図るために改正するものでございました。この改正によって、関連する施設、なぶら土佐佐賀、特産品加工販売施設ビオスおおがた等の指定管理者の手続きや使用料の算定基準が統一されることになります。

特に、これまでのビオスの使用料は当初 280 万円だったものが 144 万 940 円となり、大きな減額となっております。それらの算定基準は、お手元に資料を配布しております。資料 1 としてお配りしておりますので、内容をご確認ください。

続きまして、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部改正が行われたことで、道路の占用料の算定基準となる市町村の土地の評価価格が市町村合併によってバランスが取れなくなっていたものを、5 段階でしたものを、今まで 3 段階としていた所在地区分を 5 段階にするものでした。上位法の改正に伴う条例改正ですので、その内容については資料 2 を付けておりますので、内容についてのご確認をお願い致します。

議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例については、債権管理条例の制定に基づき条例の一部の改正が行われたものです。

議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算については、歳出より報告します。

お手元の方の資料をご覧ください。

お手元に配布しております委員会の審査報告書に誤りがありましたので、1カ所訂正をお願いします。

この配っております産建の付託表ですが、一般会計の補正予算が129号となっておりますが、今ご説明しております132号の間違いですので、ご訂正をお願い致します。

では、再開致します。

議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計補正予算については、歳出より報告させていただきます。

5款の労働費から説明します。47ページでございます。

労働諸費の7節賃金について。これは町道維持管理用務において佐賀、大方地区の草刈りをさせていただいている事業ですが、非常にきれいに管理をさせていただいているとの評価がございました。

また、委員から支障木がバスに当たるなどの障害もあるので、早めに処理をしてほしいとの意見が出されました。執行部からは、高い所の処理は現在やられている方では危険性があるので、専門家に委託してやってくという説明がございました。また、高木を切るには住民の意向もあり、木を切った後で風が当たるなどして困るなどの意見もあるので、調整をしながら進めてほしいという意見がございました。

続きまして、47ページ。

13節の起業支援型地域雇用創造事業委託は、見込みより利用する起業者が少なかったからの減額という説明でございました。これは100パーセント補助事業なので、できるだけ多くの方に使っていただきたい事業でした。建設業を除く個人、NPO、法人が使える事業ですけれども、正規雇用で継続して雇い入れることが条件になります。利用できる企業も限られてきますが、丸々1年間の人件費が出る事業で、年度を超えて委託できる有利さがありますので、来年度も5事業が継続して受けることになっているという説明がございました。

次に、6款農業水産費、51ページでございます。

水産業費の8節水産業表彰です。これ5万円で金額は非常に少ないのですが、ご説明がありましたので、25年度に功績が多かった明神丸と福吉丸を表彰し、お米を贈ったという報告がございました。

さらに、この予算の5万円の減額は、今年新船を造るという予定があったようですが、この予定がずれ込んだので、その新しい船には町が船旗というのを贈っているそうです。それが今年できなかったのもその分の減額ですが、来年度には新船ができるだろうということですので、大変うれしいご報告をいただきました。

続きまして、53ページ。

同じく、水産業費の15節工事請負費です。これは入野漁港のしゅんせつ工事をするものでしたが、海底の砂を混ぜてしまうということでモジャコの育成に影響が出るという意見がございまして、その危険は避けてほしいということでした。来年度、7月から8月に繰り延べることにしたそうです。この砂は、7款の商工費の観光費で、13節の委託料で入野の海水浴場に入れる予定でしたが、入野の海岸に入れる砂でして、その砂が入った後、この委託料で入野の海水浴場の潮流調査をする予定でしたが、今年はこの砂が入りませんでしたので、海水浴場の調査も延期されることになりました。

続きまして、7款の商工費に移ります。

53ページ、1の1で19節の補助及び交付金の部分です。これには県の負担金になります。大規模公園の建設促進同盟会の負担金が29万3,000円から減額になっております。これの理由としては、今まで東京等に要望活動を行っていましたが、現在はあまり行かなくなっているということで、この負担金は減額になっています。ただ、今後の防災関係などの事業で要望活動が始まれば、またこの負担金については見直しが行われるかもしれないということもございました。

それと、その下の減額がありました大規模公園の工事負担金については、予定していましたテニスコートの

修繕や補修も県の単独事業でやれた部分があり、負担金が要らなかったのが減額になっています。結局、佐賀の子どもの広場の遊具の負担金のみになっていますので、145万円になったとの補足説明をいただきました。来年度も県単事業で公園の整備をしていただけるということですので、本町の現在は負担金についてはゼロとなる予定だそうです。

次に、8款の土木費です。54ページです。

土木管理費の15節工事請負費の地域整備事業の減額がございました。この事業については、地域の皆さんが待っている事業でありますのでたくさんやってもらいたいという意見がございましたけれども、町内の今の現状は国や県を含めて多くの事業が出ておまして、入札してもなかなか工事が落ちないという現状にあります。避難道や事業を優先して発注するようにしたために本事業を落としたということですが、ただ、その避難道等の整備によって各地域の道路の舗装などは徐々にできてきているというご報告をいただいております。

それから、委員からは、せっかく住民の皆さんが期待してる事業なので、来年度早期には落とした分については発注してほしいということでした。業者の方々が事業が空かないように努めてほしいという意見も挙がりました。

また、この事業はかゆい所に手が届くという事業なので、ちょっとした事業でも地元には喜ばれる事業であることから、もっと予算を増やしてもいいのではないかと委員からの意見も出ておりました。

その下の9節県負担金の減額も、入札不調が多く減額となったものです。今年度、県発注の工事を受けてくれる業者さんがなかなかいないという状況が続いていますので、県が発注する来年度の工事に対応できるように予算調整をしているという説明でございました。この事業につきましても、来年度早期工事を出していただけるように期待したいという意見が出ておりました。

次に、2項道路橋梁維持費、13節委託料です。これは草刈りを年2回やっていただくように地域に委託している事業ですが、これも減額となっています。この理由としては、6地区にお願いをしていますが、高齢化によって2回やっていただきたい事業が1回しかできないということでもございました。こういう予算の小さな減額の中にも、地域の高齢化が進んでいる状況が反映されていると思われる事業でした。

次に、道路橋梁維持費の12役務費の不動産鑑定についてです。これは芝のシチカンシモボウの工事分ですが、56号大方改良事業の鑑定を国交省が近くでやっていたので、その鑑定の比準で進めることができたので減額することができたということです。

同じく22の保証補填及び賠償金の33万円の減額も、同個所の電柱移転だったそうですが、これも国交省がやってくださったので減額になったということです。

さらに、56ページの河川費の上川口のプールの整備ですが、子どもたちが遊ぶプールですが。これも土木の河川供用に合わせてやっていただいたというご報告でしたので、まあこれはちょっと小さな事業ですが、課長が大変喜んでご報告いただきましたので、私もここでご報告させていただきたいと思います。

その下のがけくずれ対策費も、幸いにも本町は災害が少なく減額となっています。ただ、13節の県の急傾斜工事の負担金で減額になっている分には実績見込みもございますが、入札不調がありました。何回入札しても取ってくれる業者がないので、工事が出せない状況だったということでした。地元が待ち望んでおります避難道等の整備が進まない状況が見られていました。

委員からは、不落になる原因として、現場の状況に見合った事業費が出ているのかという質問が出ました。また、建設関係等の設計にも正確性が求められるので、そこらも含めて町に技術者がいないということがこれからの弊害が起きてくるのではないかと指摘がございました。

続きまして、56ページ。

都市計画費の2目都市環境整備事業費です。これは最も大きな補正額となったものでしたが、国道56号大方改良事業に伴う多目的広場を駅前に造る都市再生整備計画が行われていたものです。

これは、移転家屋、店舗の高台移転の希望がありまして、用地取得が難しくなって計画の見直しが迫られているという現状にありました。本事業は24年から5年間の計画で行うものでしたけれども、広場の構造や進入路の問題、また、駅前道路の南側に歩道をつける計画も、用地取得が困難になり国交省の事業としてはやれなくなった場合、町単独の事業としての計画は難しい状況になるだろうというご説明をいただきました。

また、地元との合意形成を図り、今後県の事業認定を取らなければならないので、25年度の関係予算は返して、都市計画費、都市再生整備計画事業として翌年に7,875万円を繰り越すということでございました。なお、これには資料3で場所を示しておりますので、ご確認ください。また、26年度にはですね、この見直しに係る検討委員会を立ち上げ、再検討をするという予定だそうです。メンバーには商工会、産業推進室等と一緒にたたき台を作り直すというご説明でございました。

委員からも、津波浸水地域への移転希望者が本当にいるのか、出店希望の店舗が何店あるのかという質問がございました。店舗が集まらない可能性が強く、町が収益性のある店舗をつくる事業もないので、結局事態の抜本的な見直しをしなくてはならない状況だということでした。

それから、この計画の中にはですね、地域創造支援事業としてですね宅地開発事業が計画されています。この事業については、57ページの15節工事請負費で城山宅地造成工事1,875万円がございまして。それと、公有財産購入費、城山宅地開発用地購入等がございまして。今年、この事業でボーリング調査と設計をしています。この造成工事は56号の改良事業に伴う移転先として整備されているものです。まだ詳しい企画等は決まっていますが、移転先として有効な宅地となり、来年度、開発許可申請をする予定だということでした。

続いて、58ページ。

6項の住宅費でございまして。8節の報償費の減額がございまして。これは万行の高台移転の住宅の検討委員会を予定していたものです。浜の住宅が移転新築したら、家賃も上がったり致しますので、住民の皆さまの希望を担当レベルで先に聞き取り調査を実施したものです。これによって委員会を開かなかつたので、その分の減額ということでした。今後は検討委員会を設置し、国、県への申請に必要な基本計画を作るために、検討委員会を繰り越してやっていくというご説明をいただきました。

それから、11款の災害復旧費。減額は災害が少なかったということですが、全体では10件の災害があったというご報告でした。これの災害の発注は1月にずれ込みましたので、工事が混んでいる時期でできなかったのが26年の早いうちにやろうということになったそうです。対象者については、承諾をいただいているというご報告でございました。

以上でございます。

歳入につきましては、本委員会が付託された部分については実績に基づくものの減額等がございましたので、特に疑義はございませんでした。

次に、議案第139号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてですが、この補正は上水道の上川口排水池の耐震補強と、国道56号大方改良事業に伴う排水管の敷設工事が入札不調によりできなかったための減額でございました。

あと、簡易水道の鈴、熊野浦の事業は24年度の補正分でしたので、3月末までには終わるとの事業の報告をいただきました。ここにも、やはり今ちょっと地元の方々がたくさん工事を抱えているので、事業が進ちよくできない現状が現れておりました。

次に、議案第140号、平成26年度黒潮町一般会計予算については、歳出の5款労働費から説明させていただ

きます。

106 ページ、2 目雇用対策基金事業費の委託料に計上されています。先ほども補正の方でも説明しましたが、起業支援型地域雇用創造事業委託料です。昨年度の1 年度分の残期間を含む5 団体への委託6, 163 万3, 000 円です。これには新産業の缶詰製作所分も含まれております。

次に、6 款の農林業水産費、144 ページについてご説明します。

林業振興費、1 節報酬費です。これには鳥獣被害対策実施隊の報酬が組まれています。資料をお付けしておりますのでご確認ください。23、24、25 の捕獲頭数をとらえております。

委員の方からは、捕獲頭数は年々増えているのに、さらに毎年増えているのはなぜだろうなという意見が出されておりました。内容については資料の方に細かく載せておりますので、頭数などをご確認ください。

7 款商工費についてご説明します。124 ページです。

産業推進費の13 節委託料に、先ほど議案第125 号でお配りした資料の内容が載っております。これは、さが道の駅の指定管理者に対する委託料の部分でございます。資料と併せてご確認ください。

続きまして、3 目の観光費に13 節委託料で、昨年の、楽しまん！はた博の成果を受けて、幡多広域でイメージ戦略づくりと、それから情報発信、キャラクター、食のブランド化とインストラクターの育成を行っていく目的で、幡多観光キャンペーンを行う負担金として157 万3, 000 円が計上されています。

議長からはですね、昨年のイベントの実績をしっかりと求めるようにということでございましたので、説明を求めました。黒潮町にとってのメリットはという質問に対して、幡多広域で各種イベントの日程調整をしたことで事業が重ならないように調整することができたこと、黒潮町だけではできないインフォメーションができた、町の負担以上の事業が黒潮町でできた、町の負担額以上のイベントが町内で行われたという、町長のご報告がございました。

また委員から、細かい入り込み数の数字が示されているが、どのような方法でやったのかとの質問がございましたが、最初の施設を指定して、その客数をカウントしているので詳細な数字が出ているということでございました。

なお、この事業には報告書案がございますので、詳しくお知りになりたい方については産業推進室に資料をお求めください。詳しく載っております。

続きまして、126 の4 目産業推進費には新産業の缶詰製作所の予算が組まれていましたので、資料6 におまとめしてお配りしております。総額2, 487 万4, 000 円です。今年度の額には、先に説明しました労働費が加算されるようになります。

すいません、早くて。

8 款の土木費に移らせていただきます。

こちらの方は、除草作業の集落委託、各種道路の工事が組まれておりました。

また港湾費では、補正でも意見があったんですけども、上川口港の緑地公園管理委託42 万が組まれています。これはビーチバレーのコートなどがあるんですが、このポールが佐賀の支所にあるので、利用しやすいように公園の近くに保管をしてほしいという意見が出されておりましたので、行政の方には早急な対応を求めています。

次に、5 目の都市計画総務費では、佐賀の高規格道路にかんする家屋移転先として造成された白石団地の分譲が始まるとの報告を受けました。来年度の4 月広報で第1 分譲7 区画を売りたいということで、全26 区画の、14 には希望がありますので保留としておりますけれども、順次分譲を行っていきたいということでございました。

委員の方からは、津波の浸水高はという質問がございましたが、宅地の一番下も12メートルあり、浸水高はクリアしているという説明でございました。1区を100坪で、1坪6万3,000円で分譲を予定しているそうです。それに対する、計上している予算額は、そのできた白石団地に付帯する工事が必要になったので、造成後の補正工事として110万が発生しているものでした。

続きまして136、2目都市環境整備事業費は骨格予算ですので、6月補正で工事費が計上されてくるということでご説明をいただきました。

次に138ページ、1目住宅管理費、8節の報償費では、補正予算で万行の住宅をスケン谷に移転するための検討会の予算が計上されています。今までお暮らしの条件が変わることなどから、住民の皆さんの移転に対する意向を含め、本格的な検討がなされていくということでごございました。

続いて、歳入でございます。

歳入は13款の使用料及び手数料からご説明させていただきます。21ページです。

商工使用料についてご報告致します。125号だったかな。

道の駅についてはいろいろ見直しが行われておりまして、今まで道の駅等の使用料は、指定管理者から頂く料金については使用料で計上しておりましたが、条例の見直しを行う中で、議案第120号で説明致しました指定管理制度に基づく設置の条例を定めたもので、部分的な不備な個所が修正したというご報告がございました。このことによって、使用料は協定の段階で協議し、相当額を雑入として処理されることになりましたので、使用料の所から道の駅の部分が抜けております。当初の予算の記載では、黒潮一番館や3目の特産品処理加工販売施設などがまだ処理されていないので、指定管理者の使用料については随時改正を行っていくというご説明でございました。道の駅同様に、今後は雑入で管理するということになるということです。

続きまして、2節の商工使用料滞納繰越分について。この分については大型共同作業所分でしたが、分割で支払っていただいていたので、26年度で完了するというご報告がいただきました。町もこの施設については支援をしていますが、今後も頑張って営業をしていただきたいという意見が出ておりました。

続きまして、同ページの6目土木使用料に、住宅使用料滞納繰越分について委員から質問がありました。執行部に資料の提出を求めましたので、お手元に配付をしております。

委員からは、今議会で提案されている債権管理条例での私債権に当たることから、きちんと支払っていた方と、長い間滞納している方との同等の扱いになること。それから、長い間滞納してる方にペナルティーがないなどは不公平感が残るという、先ほどの総務委員長からのご説明もあったような指摘が本委員会でもございました。私債権については強制徴収ができないので、先ほど委員長の方からもご説明がありました民法上での処理がされるということですが、何らかの方法で住民の方にお知らせする必要があるということを指摘させていただきました。

次に、15款の県の支出金です。

農林水産業費県補助金、4節の林業費交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金については、捕獲加算数が計上されています。捕獲頭数は年々増えていますが、捕獲予定数についても増加していることは先にお配りした資料の中からもうかがわれておりました。

最後、あともう3つぐらいです。

議案第149号、平成26年度黒潮町農業集落排水事業特別会計の予算についてと、それから第150号の、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算については、特に変わった説明はございません。

議案第152号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計予算では、昨年できなかった事業を早めに出していただきたいという意見が、委員の中から出てまいりました。

すいません、たくさんになりました。これで、産業建設常任委員会に付託されました主なものについての説明を終わります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

報告に入る前に、訂正をお願いします。

審査報告書9ページの議案第120号と121号ですけども、この特記事項に120号が賛成多数、それから121号が全会一致になってますけれども逆になってまして、120号が全会一致、121号が賛成多数ですので、訂正をお願いします。

それから、ページ数10ページです。

議案番号の上から4番目、139号になってますけども、140号に訂正をお願いします。

それでは、教育厚生常任委員会の報告を始めたいと思います。

教育厚生常任委員会は3月11日午前9時から、昼食1時間の休憩を挟みまして午後5時50分まで、全委員出席の下、担当課長の出席を求め、議員控室において執り行いました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、消費税による条例改正案第103号から110号の8議案、課税対象による条例改正案の第120号、国保税率の見直しによる条例改正案121号、文言の追加による条例改正案が129号、直診国保診療所の診療車両の使用料を廃止する条例改正案130号、災害弔慰金の支給対象を拡大する条例改正案131号まで、条例改正による議案が13件でした。

平成25年度一般会計補正予算のうち、所管する歳入歳出の議案132号、およびに、所管する特別会計で補正されました議案133号、135号から138号の6件。さらに、平成26年度一般会計予算のうち、教育厚生常任委員会が所管する歳入歳出と債務負担行為の議案140号、およびに、平成26年度特別会計予算のうち、所管する議案141号、142号、144号から148号までの8件。予算審議案が14件。合計27件の議案でございました。

これより審査内容を議案に沿ってご報告を致しますけれども、大変多い議案の付託となっておりますので、27件の付託された議案のうち消費税の改正といった上位法によるやむを得ない条例改正案や、審議中あまり質問がなくて議論とならなかった議案は報告を省略致します。主に、新たに取り組む事業や多くの意見が出された議案についてご報告を致します。

初めに、条例改正につきましては、議案121号、国民健康保険税の条例改正の審査内容の報告のみとし、議案103号から131号までは審査内容にはほとんど質問もありませんでしたので、省略をさせていただきます。

まず初めに、議案第121号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税率改定分）について、町長同席の下、松田住民課長と金子税務課長に説明を求めました。

この内容は、国民健康保険事業の運営の健全化を図るために3,000万円程度の増収を見込み、一人当たりで約12パーセントの税率アップの改正をするものとなっております。この税率改正により、一世帯当たりの年間

負担額は平均1万4,359円の増となります。また、累計で13万7,862円となる見込みでございます。

この議案提出に至った経過は、議員の皆さんもご存じですけれども、平成20年度以来、国保特別会計は単年度収支の赤字が続き、このまま現行の税率でいくとすれば年々歳入不足が拡大し、将来的に単年度で大幅な国保税の引き上げをせざるを得ない状況になっていることが挙げられております。大幅な保険料負担を避けるための緩和的措置として、一般会計からの法定外繰入3,000万を予算化し、新たな被保険者の負担と併せ、まず単年度の運営収支の黒字化を図ろうとしております。なお、議員皆さんの協議会資料のナンバー2にその内容は詳細が示されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

また、医療費の適正化、ジェネリック薬品の取り組みとして、平成22年度より77パーセントの切り替え率で3,100万円の効果が出ているとの説明もありました。

これを受けて委員からは、町民の所得水準は低いままで、この上、国保加入者は低所得者層が多いと。もっと法定外繰入をするべきではないかといった意見や、住民負担をお願いする前に、東京足立区が取り組もうとしている国保税率の計算から徴収業務までを民間委託する方法など、そういった経費の節約や徴収の効率化を図ること。こういった努力も必要ではないかといった意見がございました。

次に、議案第132号、平成25年度黒潮町一般会計（補正予算）については、精算や実績見込みによる減額の内容になっておりますけれども、住民生活に直接関係する点について、宮川健康福祉課長に説明を求めました。

45ページをお開きください。

歳出、4款衛生費、予防費、13節委託料ですけれども、予防接種委託798万円の減額となっております。この減額の理由は、子宮頸がんの積極的な接種を差し控えるように、そういった旨の国からの通知があったことにより、当初は370回から380回の接種を予定しておりましたが、希望者が大変少なく、10回から20回程度しか接種の実績がない。そういった見込みとなった減額となっております。

また、インフルエンザの予防接種についても、約3,000人の予定があったものが2,500人程度となると見込んだことによる減額の説明がございました。

ページ数一緒ですけれども、4目の母子保健費、13節健康診断等。110万円の減額ですけれども、この説明では、25年度佐賀地区では4名程度の出生数しかないことに委員から言及されまして、少子化の影響を心配しておりました。

次に、議案第133号、平成25年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、教育長同席の下、畦地教育次長に説明を求めました。

当初の奨学金貸し付けは、高校生30名、大学生66名の予定でございましたけれども、高校生が11名減、大学生が9名の減となったことによる、貸付金820万円の減額となっております。これは、当初の予算枠組みを増やしていたためといった説明がございました。

ただ、委員からは、大変厳しい社会情勢の中、町内でも所得格差が広がっていることから、低所得者の家庭環境にある子どもの進学をあきらめさせないためにも、貸出金額の増額や返還期間の延長を図る必要があるのではないかといった意見がありまして、教育長から、金額の増額は検討してみたいといった答弁がございました。

議案第135号、平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての主な内容は、人件費の最終調整と後期高齢者支援金、および共同事業の拠出金等の額が確定したことによるものとなっております。

議案第136号、平成25年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、15ページをお開きください。

これは介護施設から黒潮町が不正請求された補助金、これはどうなっておるかということで、宮川担当課長にご説明をしていただきました。歳出5款基金積立金、25節ですけれども、194万1,000円が不正請求事件とし

ての訴訟を提起して、昨年 25 年 12 月 26 日に和解が成立した案件の不正請求返還金を基金として積み立てられております。

歳入につきましては、10 ページの 9 款諸収入に返還金として計上されていますので、ご確認をしてください。

議案第 137 号に移ります。平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正と、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計の補正の審査では、特にこれといった質問がありませんでしたので報告を省きます。

議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算につきましては、26 年度予算のうち、新たに取り組む事業を中心に報告を致します。

まず初めに、宮川健康福祉課長に説明を求めました。予算書 87 ページをお開きください。

歳出、3 款民生費、3 項児童福祉費ですけれども、この 13 節委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 235 万 5,000 円がありますけれども、この 26 年度はこの計画を策定する年度に当たり、25 年度に実施したニーズ調査の結果を基に計画を策定するものとしております。これを委託する先は、このニーズ調査をした企業になるんだろうということにお聞きしております。

次に、90 ページをお開きください。

3 款 3 項 3 目、15 節工事請負費です。大方中央保育所再生可能エネルギー等導入工事 2,399 万 2,000 円は、新たにに取り組む事業として国の補助 100 パーセント費用で、太陽光パネル、蓄電池等を導入するものです。

続きまして、91 ページ。

3 款 3 項 4 目、13 節委託料ですけれども、佐賀保育所移転基本計画策定業務委託 993 万 6,000 円と、3 款 4 目児童福祉施設建設費 1,899 万 2,000 円は平成 26 年度新設したもので、議員協議会でも説明したとおりですけれども、佐賀保育所に通う児童の安全対策、保護者をはじめ住民から安心してもらえる場所への移転に向けて取り組むものとしております。この二重債務、ダブルローンの問題については、解決している状態ではないですけれども、佐賀保育所の安全安心対策を最重要視して取り組むもので、建設にかんする事業と並行して高知県と負担軽減に向けて協議を行うなど、取り組む予定の説明がございました。

委員からは、佐賀地区中心地から離れた伊與喜地区に建設予定とすることは通園の不便さといったことを懸念する意見がございました。

その他、98 ページ。

4 款衛生費ですけれども、20 節小中学生医療費助成。25 年度の実績見込みが 6,200 件、1,500 万円となっております。それを見込み額と計上し、本年も中学生までの医療費の無料化に取り組むものです。

引き続き、畦地教育次長により、新たな取り組みとして平成 26 年度から 28 年度、3 カ年かけて防災教育事業と黒潮町史の編さん事業について説明がありました。

145 ページをお開きください。

防災教育事業費として、10 款教育費、1 項 2 目 1 節、教育研究所研究員 197 万 1,000 円など含めまして、初年度合計 963 万円が計上されています。これは参考として、皆さまの机に防災教育関係予算として A3 の資料をお配りしております。よろしいでしょうか。初年度が 963 万円が計上されておって、27 年度、来年度が 780 万円。28 年度が 780 万円。3 年間の累計の予算は、約 2,500 万を予定しておるそうです。

防災教育については 3 年計画で、岩手県釜石市で実践されてきた山形大学片田教授の下、子どもの安全をキーワードにした防災の取り組みを導入し、学校における津波防災教育を整備するとともに、そこに保護者、家庭、地域住民を巻き込んでいくことで、地域全体に津波防災教育を波及させることを目的としております。

165 ページをお開きください。

10 款教育費、社会教育費の 7 目文化振興費になります。13 節委託料ですけれども、233 万 5,000 円は黒潮町史編さんの予算でございます。これも 3 カ年ですので、平成 26 年、27 年は全体の企画、それから資料の整理、補足調査、原稿の執筆と。それを 2 カ年続けまして、平成 28 年度には編集の校正、印刷、製本と。3 年間でこれも偶然ですけども、予算 2,500 万円程度を予定しておるそうです。文化財審議委員会を年 2 回のところを、これより月 1 回開催する予定だそうです。

153 ページをお開きください。

10 款 2 項、小学校費です。1 目学校管理費として、13 節委託料 500 万円。また 15 節、この田ノ口小学校屋内運動場耐震補強改修工事 4,000 万円。これで、町内すべての学校、施設の耐震補強が完了することとなります。

議案第 141 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、公債費および現年度貸付金の償還が進んだことによる減額になっており、今後も地道な償還相談を積み重ねて未収金の回収に努めるとしております。

議案第 142 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算については、例年と違いがありませんでしたので省略を致します。

議案第 144 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。前年度と比較して 2,000 万 6,000 円の増額となっております。この主な原因は、歳出の療養給付金や後期高齢者支援金の増によるもので、今年もやはり、国保会計は依然として大変厳しい財政運営を強いられていくということになっております。

歳入においては、議案 121 号でご説明しましたように、税率改正による国税のアップ 3,000 万円と、一般会計からの法定外の繰入金 3,000 万円などで対応することとなっております。

議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算につきましては、26 年度は 27 年度から 3 カ年の介護保険事業計画を定める年度であるための予算が計上されております。今計画では、軽度切り離し、要支援 1、2 の訪問介護、通所介護を介護給付から切り離しの問題があるため、専門家にアドバイスを受けながら計画策定をするためのコンサルトへの委託の予定となっております。

議案第 146 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について。本来であれば介護予防サービス計画、要支援 1 に認定者のケアプランは包括支援センターが作成することとなっておりますけれども、本人の希望により、委託介護支援事業所にケアプランの作成を依頼する場合の委託料を計上しているものです。

最後になりますけれども、議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算と、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、例年と変わりはありませんでしたので詳細は省略させていただきます。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託された議案審査の内容でございます。慎重な審査の結果、全議案を可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

121 号の国民健康保険税の一部改正する条例のところです。

今、一番の問題はこの、まあ一人頭1万4,359円の増額になるという。まあ、これはもう見えてますよね。それに対しての、これは執行部の方から、まあこうなったときに滞納がどの程度増えてくるかという予測ですけど、あくまでも。そういうようなものがなかったかということと。

今言ったジェネリック薬品ですけど、これについてはどうしても相手方、医療機関との交渉が要ると思うんですが。そのへんがどれぐらい進んでるかというような報告はありませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

1番目の、私もちよっともう一度、すいません。

11番（森 治史君）

すいません。

今回、約12パーセントは上がりますよね、税が。そういうことによって、いわゆる新たな滞納者の予測、増えてくる予測というようなものを。推測ですけど、増えるか増えんかというような、そういう懸念があるような話はなかったかということなのですが。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

滞納への心配とか、そういったことはございませんでした。そういった説明はございませんでした。

2番目のジェネリックですけれども、ただ、今、私説明したように77パーセントの切り替えがするようになります。ということは、残りが23パーセントと。進めてもですね、これから、100パーセントにしても23パーセント。あまり医療費の削減の効果はないんじゃないかと、そういった説明はありましたけれども、それ以上のジェネリックのことについては説明いただいております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

昨日、ちょっと6款見たときにやっと気が付きまして、平成26年度地方税制改正地方税務行政の運営に当たっての留意事項ということが、総務省ですね、自治税務局の方から出された分があってですね、その消費税を上げるんだと。じゃあ3パーセントかさ上げしますと。

そのときにですね、まあ納税者はただ単に納めるだけではなかなか分かりにくいので、その引き上げ分です。ね地方税、消費税への社会保障財源化という所で、引き上げ分にかかわる地方消費税の使途の明確化についてという、こういう通達もございますが。今回のその委員会のやり取りの中でですね、そういったものを明確に、予算書の中へですよ。予算書の中へ、3パーセント分は、この分が消費税分ですよというようなことを明示すべきではないかという質疑はございましたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

そういった質疑はありませんでした。

ただ、町長の方からですね、なぜこの消費税が上がる、関連してですけども、消費税が上がるこの時期なの

かと。国保税を。そのことで、この黒潮町ではそのライフコストを検討していただきまして、水道料の値上げ、これも見送りをしている。また、し尿処理の料についても県内では低い状態に抑えておると。そういった値上げも抑えておりますので、そういった運営上事業が待たなしの状態であるということも含めてですね、まあ国保税については今の加入者が負担することが基本ということで、先に延ばすことはなかなか難しいと。消費税にかんしましては、そういった話はございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 33分

再 開 10時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第94号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第94号の討論を終わります。

次に、議案第95号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第95号の討論を終わります。

次に、議案第96号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第96号の討論を終わります。

次に、議案第97号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第97号の討論を終わります。

次に、議案第98号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町佐賀老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、黒潮町給食総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 112 号の討論を終わります。

次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 113 号の討論を終わります。

次に、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 114 号の討論を終わります

次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 115 号の討論を終わります。

次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 116 号の討論を終わります。

次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 117 号の討論を終わります。

次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 118 号の討論を終わります。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 119 号の討論を終わります。

次に、議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 120 号の討論を終わります。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私は一般質問でも言いましたけども、この国保税を値上げすることに反対の討論を致します。

一般質問で言って、ちょっと重なる面もあるかと思いますが、国保加入者の所得というのはほんとに低くてですね、103 万円以下の方が 66.7 パーセントというぐらいほんとに低い収入の中で、一番高い保険料を払わなくちゃいけないという現状がずうっと続いています。

この一番の原因は、国の負担率が下がったことで、国の責任なんです。その国の悪政の防波堤になっていくのが地方自治体だと思います。そういう点では、中学生までの医療費無料化など黒潮町でも大変頑張ってくれてますが、国保税を値上げするという点では、今回 3,000 万円の値上げがあります。消費税が 4 月から 8 パーセントに上がって、さらに住民の生活を直撃します。一般会計から、私はずうっと法定外の繰り入れをするようにと要望してきましたが、今回初めて、やっと 3,000 万円の繰り入れになりました。でも、そのほかに 3,000 万円の値上がりがあります。確かに国保財政は赤字なんです。大変ですが、黒潮町の中では今その財源

がないかといいましたら、今、財政調整基金と減債基金を合わせますと20億8,700万円あります。その中で、さらに3,000万円の繰り入れ額は不可能な額じゃありません。やっぱり、基金をどう使うか。住民の暮らしのために、私は使うべきじゃないかなと思います。それがですね、住民福祉の向上をずっと求めていくと。そのための政治をしていくと言われた大西町長の姿勢の中に合致する、整合性があると思います。ぜんぜんですね、命と健康を守る。それこそ、私は究極の福祉だと思うんです。

ですから今回、この値上げについては反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は胸を張っての賛成ではございませんけれども、今、宮地議員からも反対の意見はあります。よく分かりますが、この問題はですね、国保制度の改革をしない限り、我々地方自治体の国保加入者は浮かばれないと、このように考えます。

国保は、退職者や自営業者等が集まる高齢化の組織であり、医療費は例年増加し、増税で加入者が四苦八苦しなければならない現状です。これは、町民においては苦しい立場に置かれてるということです。

国保の加入者は、わしらをこれ以上困らせる気かという気持ちであると思います。よく分かります。この国保の現状は国の政策で起きたもので、市町村が毎年悩まされている問題です。まるで、国は弱い者の組織をつくって困らせているとしか思えません。私は一般会計の繰出金の今後の一層の努力が必要でありますし、共にですね、未収金の徴収。これに全力投球していただきたい。加入者は国の健康増進施策に協力するとともに、無駄な治療や薬漬けをできるだけ考え直し、医療費をこれ以上増やさない、少しでも節約するという努力も必要であります。その上で、国保制度の現状を国や県に訴え、町長と議会も団結して、国保法の改正を要請すべきであると考えます。

今は、この赤字会計をとどめるわけにはいかないのです。増税をストップすれば、今後ますます赤字は増えて、国保の運営ができなくなります。我々は薄氷を踏んで渡る、つらい、そういう選択でございますが、私は賛成せざるを得ないと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

私は、この議案には反対でございます。

というのは、よく現実の問題としても、医療費が年々年々増加しておる。そのための対策、対応と考えたら、それはもうやむを得んかという考えはあります。しかし、よくいわれるように、今上げざったら来年、再来年、もっと大きいに上げないかとかいう説明もあるわけですが、それもそのとおりだと思いますが。

ただ私、なぜ反対かという、これ自分らの委員会するときにも、町長においていただいて町長にもちょっと聞いていただいたことですが、どうしたらこの医療費を削減とかね、抑えることができるかという取り組みがなかったら、年々もうこれ増えていくことはもう分かっちゃることで。そういう面と。

それから、これは私事みたいになりますけど、まあ昨日も執行部からの説明にもあった、あの町内でね、その国保の人だけに一般会計からお金を入れることは不公平やと。確かにそういう考え方もあるとは思いますが

すけれど、先ほど聞いていただいたように、漁船漁業の関係者はもう国保にはお世話になっておりません。が、船員保険として払っておりますけれど、あの保険料で事業者が6割、7割近い負担しよるがです。そういうまあ一つの考え方を持ったときに、これはね自分、まあ町長はじめ副町長、皆さんには申し訳ない発言にはなるとは思いますが、今の町の財政の中で、これ、一般質問でも自分聞いてもろうたことですが、ほんまにね、無駄が多いと思う。そういうことは総合的にそういうことも取り組んで、そういう上での取り組みが自分には見えんもんで、自分は反対さしてもらいます。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

賛成の立場で討論します。

先ほどですね、山崎議員の発言ありましたように、私もほとんどそれが同感です。全く同じ感情を持ってます。

以前からですね、やっぱりこの国保の問題については法律上ですな問題といいますが、先ほど宮地議員からもお話ありましたように、その国の負担率がですね極端に下がってしまったことがやはり一番問題であって。特に国保の加入者についてはですね、まあ低所得者というかですね、やっぱり収入の少ない方、で、さらに病気にかかる可能性が多くなった方が中心に入られているその国保ということですので、やはりこうなってしまうのもですね、言えば無理ならざるというか、もうそうなるべくしてなってしまうというような形のものではないからというふうに自分も認識してます。

特に町内で言えば、まあ3分の1のその国保の加入者がおられるわけで、それと逆に、対すると3分の2のその非加入者の方もおられるということで、そこのバランスを取っていくということがですね、やはり一番大変な部分ではなかったのかなというふうに思います。

今回、執行部の方もですね、以前から1,000万円の法定外繰入してきたわけなんですけど、それを3,000万円にまで増額して、その3,000万円分を上げた分をですね、国保の加入者の方にも同じようにご負担をいただくという。ある意味、自分から考えてもですね、かなり苦しい英断というとあれなんですけど、苦渋の選択をされたのではないかなというふうに自分では理解してます。これをもってですね、何とか国保非加入者の3分の2の方への説明責任を果たしていきたいという、そういうお話もありましたので、私もですねその部分については、もうある意味やむなしというふうに判断をしてます。

過去にですね、まあこういう国保の値上げについては何度も議会の方にも提案がありまして、それを逆に議会の方でですね、その値上げに対する議決を見送るという。まあ言えば、急激なその値上げに対する緩和措置を議会自身が見送ってきた経緯もありましたので、もしもですね、今回、このまた値上げの部分を見送ってしまうと、以前ありましたように20数パーセントとかですね、急激な値上げの負担にもつながりかねずですね。そうなってしまうと、逆に住民の方をですね、苦しめる結果を生んでしまうのではないかなというふうに、過去の経験からですね、我々の反省も含めてですね、思うわけです。

ですので、今回、この議案についてはですね、ほんとに諸手を挙げての賛成ということにはなりませんけど、やはりもう致し方ないという状態の中で、賛成をしたいと思います。

それでぜひですね、もう1点。これはもう町長、以前からお願いしてるようにですね、もうこれは一、こういった田舎の地方の自治の中でですね、やれるべき問題ではもうなくてですね、ほんとにもう、先ほどお話ありましたように、自分たち議員も、その執行部も、それで住民も、もう一体となって国に対してですね、ここ

の部分の不備を解消してもらおうとか、そういった働きをしないとですね、これは収まらないということ、自分もですね、もう皆さんと一緒に考えていくということ、決意というか、思いを込めてですね、賛成討論としたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 121 号の討論を終わります。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 122 号の討論を終わります。

次に、議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 123 号の討論を終わります。

次に、議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 124 号の討論を終わります。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 125 号の討論を終わります。

次に、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 126 号の討論を終わります。

次に、議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 127 号の討論を終わります。

次に、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 128 号の討論を終わります。

次に、議案第 129 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 129 号の討論を終わります。

次に、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 130 号の討論を終わります。

次に、議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 131 号の討論を終わります。

次に、議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 132 号の討論を終わります。

次に、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 133 号の討論を終わります。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 134 号の討論を終わります。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 135 号の討論を終わります。

次に、議案第 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 136 号の討論を終わります。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 137 号の討論を終わります。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 138 号の討論を終わります。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 139 号の討論を終わります。

次に、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

賛成致しますがね、その前にちょっと。

先ほどの国保の繰り出してございますが、消費税 3 パーセント引き上げになった。町民はただ税を納めただけで、その利点が何ら承知していただけないということではいけませんので、これを広報等でその福祉行政へ、こうこういふもんへこれだけ投入するんだというものが、この予算の中でもうちょっと明確に分かるようにしていたら良かったなと思うのが 1 つと。

この後はですね、明確にこうなんだというものを広報等で知らせていただきたいということと。

それからあとですね、この引き上げ分の所でちょっと私は意見出さなかつたんですけど。町長も言ったように 20 年の段階でですね、平成。あまりにも引き下げが強過ぎたと。急激に。だから、その影響がもろにここ響いてきちゅうわけです。その分について、一定、税の引き上げすることも仕方がないなあと。やむを得んなどという面はございますが。先ほど言いましたように、それで繰り出しが問題ですね。国保に対する繰り出しを。私は、3,000 万というのはまるった、従来からいわれておる一般財源からの分というような受け止め方もしておったんですが、まあ資料なんか見てみると、消費税引き上げ分も福祉へ反映しなさいよということがありますので、私は、今回は骨格ということでございますので、6 月へ向けてですねさらに、その一般会計からの繰り出しを国保会計に対して増額すべきものであらうと考えます。

皆、若い人はね、誰でも年がいったらね、65 年生きておれば 65 になるわけですね。そうすると国保へ入る。皆さま方の仲間であった方もね、上げてもらいとうないと。今度、国保へ入るんだと。頼むぞという話があるんですよ。残念ながら、この事業を執行しゆう人は皆、町長以下、国保へ入ってない。そういう方たちばかりですね。しかし、65 なれば嫌でも入るんですよ。そのときに、若いときに安い保険料できた人がですね、急に、今まで入ってなかった所へ、負担しなかつた所へいきなり入るといふことも、これ社会を構成する上でいがかかなあと。そういったことを考えるわけです。それで、あたかも年がたって高齢者になった人が居心地が悪い。受け止め方によれば、何かこう、今までの世の中を築いた先輩方のことを無視して、若者があまりにも強い。そういうようななつても、世の中はうまくいかない。

そして、その引き上げ分3パーセントの中にはですね、また子ども、子育てに対するそういう支援策も盛り込まれておりますので、私は、お互いこの黒潮町、暮らして良かったなあと。あんまりぎすぎすしないような形ですね、お互い思いやれるような、皆さんの心をですね期待しておるわけです。

従いまして、この予算には賛成で、一般会計から国保会計への繰り出し、増額を求めて、賛成意見と致します。

議長（山本久夫君）

矢野議員に申し上げますけど。

採決を取るときに条件付きの賛成という、条件付きの採決いうのはないので。

6月にこの繰り出しを多くするからこの当初予算には賛成いうのは、ちょっと採決の中にはないので、そのへんは少し訂正してくれませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

条件を付けたらいかんということでございますので、条件は付けません。

付けないが、いや、お互い、この構成しておるこういう町を、一つの町を構成しておるお互いが、お互いを思いやるような言葉が中に欲しいなあということを願ってのことでございますので、そのへん、よろしく願います。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

私は反対です。

というのは、先ほどの国保の関係と同じような考え方しておるもので。

私はね、この黒潮町は、黒潮町株式会社やと思うちよります。ほんで町長が社長、副町長が専務、そこに皆さんお並びの方は部長さんとか課長さんやと、自分は思うちよります。そういう考え方しちよります。

そういう中で、今年に限ったことじゃないですけど、この予算の編成を見らしてもらうと、例えばの話が、民間の事業所もね、やっぱ年初めには事業計画を立て、今年はこの事業の金額を努力せないかんねえと、費用はなるだけ抑えないかんねえという取り組みをするわけです。自分ね、まあこれは自分申すまでもない、皆さんもご存じと思いますが、今までのこの行政の会計の問題が所々で、これじゃいかんねえという動きも出てきておることは皆さんもご存じやと思うがです。

そういう中で自分、例えばの話が、自分一般質問でも言わしてもらおうたように、ほんまに自分の目から見てもらいますと無駄が多いと、自分は思います。まあ細かいことを言いよりますと果てがないから申しませんが。そういうような自分ね、考え方しちよるもので。ほんで、また皆さんには申し訳ない発言なりますけど、よくこの県内でもうちの町は財政の状況がいいという説明、執行部からありますけど、自分思うにね、それいいいうのは悪い中でいいいうことで、自分ら民間の考え方ではね、いいやないといかんがです。借金がこればあやきええいうわけにはいかんがです。そういう考え方で自分はこれからね、やっぱ行政も見んことにはよ、いかんと思う。そうなってくると、住民サービス、よく出てくる言葉がね。この先ほどの国保も一緒です。住民サービスが落ちるとい問題が出てきます。

しかし、国にしてももう1,000兆円の借金、あれ国債で、それから預貯金があるから、何だらかんたら言いよりますけど、まあそんなことは専門的なこと、こっちは分かりません。分かりませんけど、うちの町

にしても、借金が100億余りある。基金。これ、あべこべやないと本当はいかんと思うがです。民間のもの考え方からしたらね。自分はそんなようにね、考え方を持っておるもんで。ほんで、これは申し訳ない。今までずうっとやってきたこと。こういう形はね。予算。けんどそれはね、戦後の戦争に負けてから後、皆が頑張っつて、国が成長していたときの考え方やったと思うがです。残念なことに、先ほどの言葉になりますけどね、年々年々、借金は増えていきよるようには自分は考えて見るもんでね、町長には申し訳ないですけど、よう賛成は致しません。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第140号の討論を終わります。

次に、議案第141号、平成26年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第141号の討論を終わります。

次に、議案第142号、平成26年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第142号の討論を終わります。

次に、議案第143号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第143号の討論を終わります。

次に、議案第144号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第144号の討論を終わります。

次に、議案第145号、平成26年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第145号の討論を終わります。

次に、議案第146号、平成26年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第146号の討論を終わります。

次に、議案第147号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第147号の討論を終わります。

次に、議案第148号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第148号の討論を終わります。

次に、議案第149号、平成26年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第149号の討論を終わります。

次に、議案第150号、平成26年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第150号の討論を終わります。

次に、議案第151号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

私はこの議案に反対の立場で討論します。

この事業はですね、今回も8,290万円ですか、繰り入れをしていますよね。これはまあ消費税が3パーセント上がったということもありますが、この事業は始まってから、まあ5,000万、6,000万、毎年毎年繰り入れをしないと赤字です。もうこのへんでですね、見直しを掛けていかないと、これから10パーセントにも消費税が上がったら1億近いお金が繰り入れにならなきゃ、赤字がもう補えていけない。そういう事業になってますね。

この事業を最初にやる時には、加入者が70パーセントになったら黒字経営だという説明が執行部からありました。ケーブルテレビ50パーセント、インターネット20パーセントで、70パーセントになるんですけど。今現在ですね、ケーブルテレビ40パーセント、インターネット20パーセント。約60パーセントの加入率なんですけど、それでもですね、これだけ、8,290万円もの繰り入れをしない限り、営業が、事業が持っていないわけですね。このへんで私は事業をやめれと言ってるわけではないです。このままいっていると、私たち住民の税金がどんどんどんどんここへ流れていってしまう。もう少し無駄を省くなり、いろんなことを考えないとですね。人を雇って、今、加入促進に向けて、ずっと昨年からもやっていますが、それ以上なかなか増えない状況があるんです。それはもう最初に反対したときに私たちの理由だったんですけど。そういうときにですね、何かを削っていく。何とかしなきゃいけない。そういう方向で議会がチェックを掛けていかないと、このままずるずるいってると大変なことになるんじゃないかなと思いますので、私はこの事業、この議案について反対です。

議長(山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

私もこの議案には反対です。

昨日も自分、一般質問のときにもちよつと聞いていただいたことですが、年々、一般会計からのね、お金を入れんとやっつけていけなくなってきちゃう。

そうしたらね、国保。国保の保険料を上げるときに、今上げざったら、来年、再来年、年々赤字が大きくなるから上げるという。自分ね、今上げろが3年後に上げろが、負担は同じことのがです。ただ赤字として残ってないだけで、その加入者のよ、支払いは一緒ですきね。これは。まあ、これは余談になります。

そういうことでよね、現実には7,000万、8,000万のお金を一般会計から繰り入れないかん。そしたらよ、利用料上げないかんがが当然やと自分思うがです。別に、自分が入ってないき言わせてもらうわけやないがです。国保の考え方から言うと、これもお金が足らんからということで、申し訳ないけど皆さん利用料を、使用料を上げらしてもらいますというのが自分ね、普通のお金のやりとりの考え方やと思うがです。が、そういうあれはこれには出てきてない。

ほんで、先ほどの宮地議員もおっしゃいました。やめとは言わん。自分も、いや、この事業をね、ある面でお金を勘定したらね、自分やめた方がいいと思うちょります。昨日の話じゃないですけど。毎年毎年、7,000万、8,000万、10年やったら7億。20年やったらよ、自分が言うまでもないね。もうそういうことが分かっちゃうことやきよ。

ほんで自分はよ、昨日も聞いていただいたようにね、この事業そのものが初めから今のような形ではいかんがやないかよと。こんなにみんなが負担せんでもよ、かまんやり方があるがやないかよということで自分ら反対さしてもろうた、この事業にね。

というようなことで、自分ね、この案にも反対です。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

私は、この情報センターの事業の当初予算について賛成を致します。

今、私たちが審議している当初予算は、今年、この町の情報センターを動かしていくか動かしていかないかということについて議論をしてるわけであって、私は今やっているこの予算で走り出していきたいと思っています。

縷々(るる)反対の意見がございましたことも当然だと思っています。これはやっていく中で十分考えて、今年より来年は少ない経費で最大のサービスができるように考えていただきたいと思い、当初予算でございますので、この予算を否決するということはこの事業が動かないということでございますので、私は賛成を致します。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 151 号の討論を終わります。

次に、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 152 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 94 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、黒潮町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、黒潮町特産品販売店舗設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、黒潮町体験交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、黒潮町畜産団地施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、黒潮町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、黒潮町水産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、黒潮町夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町佐賀老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、黒潮町立町民館使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、黒潮町立墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、黒潮町老人憩の家設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、黒潮町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

採決の途中ではありますが、この際、13 時 20 分まで休憩します。

休 憩 11 時 44 分

再 開 13 時 20 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小永正裕君から遅刻の届出が提出されましたので、報告致します。

採決を続けます。

次に、議案第 111 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 112 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 113 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 113 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 114 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 115 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 116 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号、黒潮町南海トラフ地震対策推進基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 117 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 118 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 119 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 120 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 120 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 121 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 121 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 122 号、黒潮町債権管理条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 122 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 123 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 123 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 124 号、黒潮町立水産関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 124 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 125 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 125 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 126 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 126 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 127 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 127 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 128 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 128 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 129 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 129 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 130 号、黒潮町国民健康保険直営診療所診療車使用条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 130 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 131 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 131 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 132 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 132 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 133 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 133 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 134 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 134 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 135 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 135 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 136 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 136 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 137 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 137 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 138 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 138 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 139 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 139 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 140 号、平成 26 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 140 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 141 号、平成 26 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 141 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 142 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 142 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 143 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 143 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 144 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 144 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 145 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 145 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 146 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 146 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 147 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 147 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 148 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 148 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 149 号、平成 26 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 149 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 150 号、平成 26 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 150 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 151 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 151 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 152 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 152 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 2、議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてご説明させていただきます。

現教育委員会委員の濱田佐恵さんが平成 26 年 3 月 19 日をもって任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 153 号、教育委員会委員の任命については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 153 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 15 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番宮地葉子さん、7 番矢野昭三君を指名します。

投票用紙はもうお配りです。

配付漏れなしと認めますが、よろしいですか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

立会人、お願いします。

(異状なしの声あり)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり、濱田佐恵さんを任命することに同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮地葉子さん、矢野昭三君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 153 号、教育委員会委員の任命について、濱田佐恵さんを任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 3、議案第 154 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第 154 号、教育委員会委員の任命について説明させていただきます。

現教育委員会委員の大西禎子さんが平成 26 年 5 月 16 日をもって任期満了となることから、その後任の教育委員会委員の任命をお願いするものです。

その後任は、氏名が池田正子さんで、住所は黒潮町入野 944 番地 1、生年月日が昭和 40 年 10 月 9 日です。
池田正子さんは、入野小学校、大方中学校の保護者として熱心に PTA 活動にも取り組んでおられる方で、同条第 4 項にも該当しており、教育行政にも理解があり、教育委員会委員としてふさわしい候補者でございます。

従いまして、教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 26 年 5 月 17 日から平成 30 年 5 月 16 日までの 4 年間となります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第 154 号、教育委員会委員の任命については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 154 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 15 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人 8 番山崎正男君、9 番藤本岩義君を指名します。

投票用紙をお配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

立会人、お願いします。

（異状なしの声あり）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり池田正子さんを任命することに同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎正男君、藤本岩義君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 15 票。

そのうち、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 15 票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 154 号、教育委員会委員の任命について池田正子さんを任命することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 4、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、3 月 6 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）でございます。

また、契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 6,510 万円。そして契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志でございます。

この工事の指名競争入札者数は 10 社で、そのうち町内業者は 5 社、町外業者が 5 社でございました。しかし、2 社が入札を辞退されましたので、入札は 8 社で行いました。

このほか、契約にかんする参考資料を添付させていただいておりますので、ご参考にしてください。

説明は以上でございますが、この後、担当次長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）について補足説明を致します。

議案書は 4 ページになります。

参考資料の 1 ページをお開きください。

本工事に係る税込みの設計金額は 6,709 万 5,000 円、税抜きの設計金額は 6,390 万円で、落札額は税抜きで 6,200 万円、請負率は 97.02 パーセントとなっております。

工期は、平成 26 年 3 月 20 日から、明許繰越によりまして平成 26 年 11 月 28 日までを予定しております。

工事は、鉄筋コンクリート 2 階建て校舎の耐震補強工事と改修工事、鉄骨平屋建て多目的トイレの改修工事および外構工事になります。

なお、電気設備工事は別途、分離発注を致しております。

参考資料2 ページをご覧くださいと思います。

平面図は、上面が北側となっております。

耐震補強工事は、鉄筋コンクリート2階建ての校舎1階にブレースを2カ所、スリットを2カ所新設を致します。

また改修工事は、教室、職員室、廊下等の床や壁の改修を行います。

トイレは、児童用のトイレ、職員トイレの和式の一部を洋式に改修を致します。

参考資料3 ページをご覧ください。

鉄筋コンクリート2階建て校舎の2階部分につきましても、床や壁の改修のほか、児童用トイレの和式の一部を洋式に改修を行います。

このほか、外壁につきましてもは塗装改修等を行います。

また、屋上の給水タンクを含めた給水設備の改修。排水設備は浄化槽等の改修を行います。

ガラスにつきましてもは、強化ガラス。強化ガラスの施工が困難な木製建具等については、ポリカーボネート板、または飛散防止フィルムにて改修をし、外構工事については、アスファルト舗装工事の実施を予定しております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第155号、平成25年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

すいません、聞き漏らしました。

工期をもう一度、お願い致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

平成26年3月20日から、明許繰越によりまして平成26年11月28日までを予定しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

説明資料の所は、26年の3月31日までしか書いてませんので確認をさしてもろうたがですが、11月ということによろしいですかね。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

繰越事業でありますので、いったん3月31日までの工期と致しておりまして、請負の変更をもって11月28

日まで延長する予定でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

この工事の工事名称ですけれども、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）となっておりますけれども。

それでは、電気工事が別途と言われましたけど、今まで大抵、分離発注でやってきました。大体、建築主体工事と、それから給排水設備工事というのは、まあ設備関係の工事です。で、電気工事も設備関係ですので、通常なら電気設備工事となると思うわけですけれども。

どうしてこう、建築主体と給排水設備工事というのが一緒になって、電気工事になったのかお伺いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

この工事につきましては既に、既存の建物の改修ということでございますので、一から建てる建物のようにそれぞれの工事を管理をしながら工事を進めるということは、まあ非常に困難性が伴います。従いまして、主体工事と給排水につきましては、セットで発注をさせていただきました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 155 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

議案第 155 号、平成 25 年度黒潮町立田ノ口小学校校舎耐震補強改修工事（建築主体工事・給排水設備工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 155 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

現在、この施設では黒砂糖などの特産品を加工しておりますが、この施設に併設する形で缶詰工場の整備を進めているところでございます。この施設が今月末に完成する運びとなり、供用開始を 4 月に予定しているところでございます。

この施設の運営につきましては、現在、黒潮町特産品開発推進協議会が町から指定管理者の指定を受け、管理運営を行っているところでございます。しかしながら、この協議会は 3 月末をもって解散することになり、新たに町と銀行等が出資をし、3 月 11 日付で株式会社黒潮町缶詰製作所を設立させていただきました。町はこのことから、幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2 にある黒潮町地域特産品処理加工施設を、黒潮町公の施設に係る指定管理者の手続きに関する条例第 5 条により、公募によらない指定管理者候補として高知県幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2、株式会社黒潮町缶詰製作所、代表取締役、大西勝也を指定管理者の候補として選定致しました。

また指定する期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 156 号の黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページをお願い致します。

この黒潮町地域特産品処理加工施設の設置目的は、町内の特産品を活用した加工品の製造および販売を一体的に運営する仕組みをつくることにより地場産業を創設し、もって就労の機会の拡大と生産者の所得向上を図るため、加工施設を設置するものです。

指定事項につきましては、議案にあるとおりです。

この施設の指定管理者の選定に当たっては、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条、第 4 条および第 6 条により、書類および選定基準に照らし総合的に審査して、選定委員会に諮って候補

の決定を行いました。

審査の内容につきましては、施設の設置目的との整合性や、製造や収支などの事業計画、商談の状況等を考慮し、適当なもの判断しました。

なお、現在、加工施設を指定管理者として運営している黒潮町特産品開発推進協議会は3月末をもって解散をすることとなり、4月1日以降はその機能と財産を第三セクターである缶詰製作所が引き継ぐこととなります。従いまして、施設の指定管理についても三セクが引き継ぐ形を取るものです。この三セクについては、平成26年3月11日をもって法人登記して、従業員については現時点では派遣した職員のみですが、残りのスタッフについては、補助事業の関係で2回に分けて募集を予定しております。

当面の経営スケジュールとしましては、3月中に現在指定管理者として加工場を運営している特産協の事務および財産の引き継ぎを受け、設備の操作研修や食品衛生に関する講習をしつつ、4月の下旬から試作品の製造に当たる予定です。その後も食品衛生にかんする講習を続けながら、製造技術の向上に努めることとなります。

なお、営業につきましては、営業用のサンプル商品が出来次第、本格化させていくことを予定しています。時期としては5月ごろになるのではないかと予想しています。

経営計画につきましては、全員協議会でも説明をしましたが、平成26年度から営業を開始して、当年の売り上げについては5,292万4,000円を計画しています。それから5年後の平成30年度には9,495万2,000円の計画です。最初の2年は、経常利益については赤字ですが、3年目からは黒字になる見込みです。

また販路については、現在2社の商談を進めており、ラボ創設後の製造技術などを踏まえて、今後の見込みが決定する予定となっております。

これらのことを含めて、選定に当たっては当施設は議員の皆さまご承知のとおり、缶詰を製造加工するためのミニラボ施設です。そのため、専門知識の必要性や施設の専門性、特殊性などを考慮して、町が出資している同法人を指定管理者として指定することで事業効果が期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者候補として選定しました。

なお、年度協定書による施設使用料については、既存施設と本年度施設のラボ施設を合わせて、税込みで250万8,170円の予定です。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第156号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。森君。

11番（森 治史君）

今、室長の説明の中で、今まであった特産協の財産を引き継ぐということを説明がありましたが、3年か4年か運営してきましたが、その方の物だけじゃなくって、運営の中での赤字もあれば。赤字があるならあるでええやけど、ここでの説明ではその加工場、施設の財産の話はしていただきましたけど、累積赤字とかがあって、それもまあ当然引き継ぐようになると思いますが。

そのへんのことをもう少し詳しくお願い致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

今、補足説明の中でも申し上げましたが、引き継ぎの作業をしております。
その中で、決算等すべてについて、今、精算して引き継ぐようにしております。
以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

現時点では、経営内容のことはまだ決算が済んでないから分からないということで受け取ってよろしいですかね。今、決算中ということやったから。精算してないということやから。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

おおよそはまだ売り上げ出していますけど、まだ正式な決算になってませんので、ちょっとご報告は控えたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。
明神君。

10 番（明神照男君）

先ほど、室長のご説明で、自分、前も聞いていただいたことやったけど、たまたまこの議案に対して事業計画が出てきたもんでね。

ほんで、1点お聞きしたいのは、以前頂いたこの資料の11ページに、2014年、まあ今年度から5年間の事業計画が出ちよるわけですが。その中で、前も聞いた。一応、今年度から売り上げが5年後に9,400万余りは分かります。それから材料費も、まあ3,200万から4,900万。それから労務費も、2,200万から2,360万と。経費が2,200万から2,100万に落ちちよるわけです。ほんで、その労務費と経費の問題について単純に数字から言わしていただくと、売り上げが倍近くおるにもかかわらず、労務費の増が100万。それから、問題は経費で、普通売り上げが増えるいうと、まあ確かに材料費は増えておるがですけれど。その他、電気とか水道とかね、そういうもんが掛からんことには売り上げを増やす、まあ製造量を増やすいうことができんがやないろうかと思うがですけれど、この計画表では落ちちよる。

この経費が少なくなっている要因はどういうところにあるがですかね。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先にお渡しした資料の中での販売計画についてのことだと思います。

その経費につきましては、当初については原材料の仕入れが初期に発生します。缶詰とか缶とか。2014年、一番最初に当たっては研修しながらということでそんなに数も乗らないかもしれませんし、また、その製造の工程をきちっとつくっていく。またそれに応じて、缶の数量も増やしていくというようなことで、次の年にその材料を一度に購入して、多く。一度に購入することで資材費が格安に仕入れられるというようなこともありますので、仕入れるようにした後、横ばいの仕様にしております。

労務費については、当初、補助事業なども利用させていただきまして、その補助事業の中で研修もしたりと

かというようなものも含んでおりますので、この1年間は多くなっております。

あとについては、まあ補助事業が取れたら極力取っていきますけれども、今のところではその会社でずっと経営していくという計画にしておりますので、人件費も抑えていくというような内容になっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、そういうご説明、前もちょっといただくことはいただいたがですけど。

先にも聞いてもらうたように、材料費が多くなるということはそればあ仕事をせないかんき。で、まあ確かに、今言う人の労務費。人がようけになるきに労務費が上がるということは分かるがです。分かるがですけど、100万。自分、そうやねいうようには労務費も思えんし。

それからこの経費にしても、先にも聞いていただいたように、確かに効率良く生産するということが片方にあるわけですから、まあ省エネ。例えばね、電気料にしたら。省エネ機器を入れたきに電気代が、倍に近いものを加工しても要らなくなった。水も、当然要ると思うがです。そういうものも少のうに落とせました。ほんで、どういう所でやっば落としかいうところまで、やっば自分らこれ認めるか認めんか、最終的には指定管理のどこ。自分ね、こんなことで事業ができるがやったらよ、ひとつも骨折れんと思うがです。これは、けど、自分の頭、能力で考えてもね、こうやねというように思えんわけよ。ほんでまあ質問させてもらいよるわけですけど。

まあ具体的に、そうしたら、まあこれはあくまでも計算書ですきに。計画のね。初年度の電気料がどれぐらい見積もっておって、5年後の2018年の電気料はどれぐらいの金額になるかいうことをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません、ちょっと資料を調べてましたので。

光熱水料については、当初、平成26年度については368万1,000円です。平成30年度についても368万1,000円で計画されております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

それは数字で計画で予定やきよ、いう形で理解はできる。

理解はできるけど、実際にほいたらそれで事業できるがかいうように考えたらよ、理解できんがよね。これは、分かりました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第156号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

議案第 156 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 156 号は原案のとおり可決されました。

この際、2 時 40 分まで休憩します。

休 憩 14 時 25 分

再 開 14 時 40 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について、および議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、小永正裕君。

2 番 (小永正裕君)

最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書について。これ、付託されました請願によってですね、一部内容を変更して取り上げるべき内容であるということで意見書を提出することになりました。

主にですね、これまでになかった新たな知見。例えば、東北大学が記録しておりましたスロークエイク、深部低周波地震が、3.11 の巨大地震に直結したことを記録しておいた事実があります。このほかに、さまざまな

角度から検証した新しい知見がありますので、そういうものを広く集めて、なおかつ研究して、巨大地震と原発事故との関係を深く掘り下げてですね、適切な処置をしていただきたいというふうなことで意見書として提出することを提案致します。

皆さまに配布されましたパンフレットの中にほかの例も書き加えておりますけども、それをお読みいただいた上で、地方自治法第99条の規定によってこの意見書を提出することになりました。

平成26年3月19日、黒潮町議会。

提出先は、原子力規制委員会の委員長、田中俊一さま。それから、島崎邦彦さま、更田豊志さま、中村佳代子さま、大島賢三さま、各委員に対して提出するものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第36号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第36号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第36号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、池内弘道君。

13番（池内弘道君）

それでは、議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書について趣旨説明したいと思います。

先ほどの36号と関連した議案ではございますが、全員協議会で配布された資料（および）を参考にさせていただきたいと思います。意見書については自席（議席）に配布しておりますので、お目通しをよろしく願います。

福島原発における深刻な汚染は、今も長期にわたる避難生活を余儀なくされている現状であります。避難者および汚染地域は広域にわたることから、個々の自治体の対応ではしきれないと考えております。

この現場を見たとき、全国の原発立地地域で過酷な原発事故が起きた場合には、国として避難対策を制定する必要があるのではないかという理由で、この意見書を地方自治法第99条の規定により提出致します。

平成26年3月19日、黒潮町議会。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三さま。総務大臣、新藤義孝さま。

以上です。ご審議よろしく願います。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第37号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第37号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 37 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行ないます。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についての討論はありませんか。明神君。

10 番 (明神照男君)

私はこれに賛成です。

これまでも何回か聞いていただいたように、現実に私たち、福島原発の後の問題、汚染水の問題から始まりまして、大変な結果として影響が大きいというように、私は受け止めております。

そういうことで、今回のこの原発。文言にはありませんけど、再稼働につながるこういう検証。これはぜひやっていただきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 36 号についての討論を終わります。

次に、議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

明神君。

10 番 (明神照男君)

36 号と同じように、それからこの 37 号は避難について。これは今、また国内いいますかね、問題なっております。

それで、まあ皆さんもこれ、いつもテレビなんかで言われておるからお聞きのことと思いますが、よく日本の原発は世界一安全ないうように国の方は言うておるわけですけど、たまたまこの間の話でも、アメリカはこの避難計画。最悪の場合の避難計画がなければ稼働を認めんというようなお話をちょっと耳にしたがです。

そういうことで、まあこの原発事故時の避難についてという議案ですから、これも私は賛成でございます。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 37 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 36 号、最新の知見で原発の徹底検証を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 37 号、原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 7、黒潮町選挙管理委員会委員および選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議がないとき)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 51 分

再 開 14 時 52 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員には、ただ今配付した用紙に記載したとおり、松岡敬夫君、村越良一君、西村美代さん、山下

正男君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した松岡敬夫君、村越良一君、西村美代さん、山下正男君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位に植田雄二君、第2順位に黒田茂信君、第3順位に山下恵美子さん、第4順位に文野勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、第1順位に植田雄二君、第2順位に黒田茂信君、第3順位に山下恵美子さん、第4順位に文野勲君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第8、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配付したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成26年3月第24回黒潮町議会定例会、ご苦勞様でございました。また、本会に提案させていただきました全議案につきまして可決をいただきありがとうございます。今回賜りましたご指導、ご意見を参考に引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (山本久夫君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年3月第24回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 54分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

下村勝幸

署名議員

小松厚年